

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009 ～ 2010

課題番号：21830028

研究課題名（和文） 犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑に及ぼす影響の実証的研究

研究課題名（英文） Empirical Study about the Impact of Crime Victim Participation in Criminal Trials on Sentencing Outcome

研究代表者

佐伯 昌彦 (SAEKI MASAHIKO)

東京大学・大学院法学政治学研究科・助教

研究者番号：10547813

研究成果の概要（和文）：

本研究は、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に及ぼす影響について検証を試みた。主として採用した研究方法は心理実験であり、これを2回行った。第1実験の結果からは、被害者に関連する情報の有無は量刑に影響を及ぼしているが、それを遺族が提出したか、検察官が提出したかは量刑に影響を及ぼしていなかった。第2実験からは、被害者遺族の表出する感情の違いが、量刑判断に影響を及ぼす可能性が示唆された。

研究成果の概要（英文）：

This study attempts to verify the impact of Victim Statement of Opinion or Victim Participation System on sentencing outcome. Two experiments were conducted using a psychological methodology. The first experiment confirmed that the information regarding the victim and his bereaved family members influences sentencing outcomes. However, whether that information is submitted by the prosecutor or the bereaved family member makes no difference to sentencing outcomes. The second experiment indicated that the type of emotion displayed by the bereaved family member also has a discernible influence on the participants' sentencing decisions.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	890,000	267,000	1,157,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,690,000	507,000	2,197,000

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：犯罪被害者 裁判員制度 量刑 模擬裁判研究

1. 研究開始当初の背景

2000年には意見陳述制度（刑訴法292条の2）が、そして2007年には被害者参加制度（同法316条の33以下）が、それぞれ導入され、犯罪被害者が従前よりも活発に刑事裁判に関与することが可能となった。これらの制度に関しては、その是非を巡って多くの議論が

なされてきたところである。

そのなかでも、とりわけ意見陳述制度導入時には、その制度導入が量刑に及ぼす影響に関して激しい議論が展開された。一方で、犯罪被害者の意見陳述は量刑に不当な影響を及ぼすとの議論があり、他方で、そのような影響を懸念する必要はないとする議論があ

った。

しかし、それらの議論は、必ずしも実証的なデータに基づくものではなかった。海外の実証研究を引用する議論も見られたが、そもそも海外の実証研究の知見がどの程度日本においても妥当するのかという点等について、検討が不十分であった。そのような議論状況を鑑みると、この論点に関して実証的な手法を用いて検証を積み重ねることは意義のあることと思われた。

2. 研究の目的

「1. 研究開始当初の背景」で述べたように、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に影響を与えるのか、与えるとして、それはどのような影響であるのか、という点を実証的に検証することは、それらの制度の是非を巡る議論に対して重要な基礎的データを提供するものと思われる。本研究の目的は、まさにそのような基礎的データを提供する点にある。

以上に加えて、犯罪被害者の刑事裁判への関与と量刑判断との関係を調べることは、人々の量刑判断の構造を解明するうえでも有益な知見を提供してくれるものと思われる。

3. 研究の方法

研究の方法としては、大きく2種類のデータを蒐集して分析を行うことを考えていた。1つめのデータは、刑事裁判の事件記録である。ここから必要なデータを蒐集し、統計的分析を実施することが計画されていたが、実際には研究期間中に量的分析にたえられるほどのサンプルを集めることができなかった。そこで、データ蒐集を継続しつつ、分析手法としてはさしあたり質的分析の方法を採用することとした。

2つめのデータは、アメリカで盛んな模擬陪審研究を用いて蒐集した。これは、心理実験の応用で、裁判の概要などを実験参加者に提示したうえで、事実認定や量刑判断を行ってもらおうというものである。その際に、実験参加者に提示する裁判の概要に部分的に操作が加えられる。実験参加者の行う事実認定や量刑判断に統計的に有意な差が見出されたら、それは裁判の概要に加えた操作の効果であると解釈することが可能になるのである。

4. 研究成果

本研究は、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に及ぼす影響の意味を特定することから始めた。例えば、犯罪被害者の処罰感情などが量刑に影響を及ぼしているとしても、そのことから意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に影響を及ぼしていると解釈する

ことはできない。なぜなら、そのような処罰感情は、意見陳述制度や被害者参加制度が利用されていない場合でも、裁判所に提出される情報であるかもしれないからである。

そうであるとする、どのような分析結果が示されれば、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に影響を及ぼしていると解釈することが妥当であるかを、あらかじめ類型化しておくことは、実証研究の知見を解釈する際に有効な指針になると思われる。そのような観点から、直接型、相互作用型、および間接型という3つの類型を提示した。直接型の影響とは、意見陳述制度や被害者参加制度を利用した事件における方が、そうでない事件におけるよりも、裁判所に提出されやすい種類の情報があり、その種類の情報が量刑に影響を及ぼすことを指す。相互作用型の影響とは、意見陳述制度や被害者参加制度の利用の有無に拘わらず裁判所に提出されている種類の情報について、その量刑への影響の与え方が、制度の利用の有無によって異なることを指す。最後に、間接型の影響であるが、これは、マクロ・データをもとに、意見陳述制度や被害者参加制度の利用件数などが、量刑の傾向に影響を及ぼしている場合を指す。

以上の類型化は、あくまで便宜的なものであるが、それらの類型化を念頭に置きつつ、「3. 研究の方法」で述べた研究方法を実施した。

まず、直接型の影響を調べるためには、そもそも意見陳述制度や被害者参加制度が利用された事件において、そうでない事件に比べて裁判所に提出されやすくなる種類の情報があるか否かを検証する必要がある。当初の計画では、刑事裁判の事件記録からデータを蒐集し、量的な分析を行うことが念頭に置かれていたが、研究実施期間中に十分な量のデータを蒐集することができなかったため、質的分析を行うこととした。この点に関しては、業務上過失致死事件1件の事件記録を精査した研究から、被害者遺族による意見陳述よりも被害者遺族の供述調書の方が、情報量として豊富であることが示されていた(吉村真性 2007 刑事手続における被害者参加論(三・完) 龍谷法学 39(4) pp. 645-787)。ここでも、同様に、業務上過失致死事件1件について意見陳述の内容と供述調書の内容とを比較したが、意見陳述に書かれている内容は、全て供述調書にも含まれているようであった。

もし、意見陳述を利用しても、そこで述べられる内容が全て供述調書にも含まれているのであれば、少なくとも意見陳述制度について、その直接型の影響を考察する必要性は乏しいように思われる。しかし、以下の3点には留意する必要がある。第1に、ここで行った分析は、あくまで意見陳述制度が利用さ

れた事件について、その意見陳述と供述調書の内容を比較したものであって、制度が利用された事件とそうでない事件とで裁判所に提出された情報の内容を比較したものではない。第2に、そもそも分析の対象となっている事件が、先行研究とあわせても2件であるので絶対的に少ない。第3に、制度の導入により検察官による供述調書の取り方に違いが生じている可能性も考慮するのであれば、意見陳述制度や被害者参加制度導入の前後で、供述調書の内容について比較する必要性もある。

このように、多くの限界を残してはいるものの、本研究により、直接型の影響の有無を検証する作業を部分的にはあるが進めることができた。

続いて、交互作用型の影響であるが、これを検証するためにアメリカの模擬陪審研究を用いることとした。研究手法の性質上、これは職業裁判官による量刑判断ではなく、裁判員の量刑判断を従属変数として念頭に置いた研究となる。

実験はあわせて2つ行ったが、第1実験は、東京大学駒場キャンパスで実験参加者を募集して行った。最終的に271名を対象にして実験を行ったが、うち3名が実験中の集中力の点で問題があったので分析から除外している。裁判の様子は、架空の殺人事件のシナリオをもとに作成された映像を利用して実験参加者に提示した。操作した要因は、被害者情報と被害者参加の2つである。被害者情報とは、被害者遺族の被った影響、死亡した被害者の人となり、および被害者遺族の処罰感情といった情報をここでは指しているが、それを提示しない条件（情報なし条件）、検察官が被害者遺族の調書を朗読することで提示する条件（検察官提示条件）、および被害者遺族が意見陳述により提示する条件（遺族提示条件）の3水準を用意した。他方で、被害者参加については、被告人の反省の程度について検察官が被告人質問を行う被害者参加なし条件と、同じ質問を被害者遺族が行う被害者参加あり条件の2水準を用意した。以上から2×3で6条件が用意されたことになる。

ここで、量刑判断の選択肢としては死刑と無期懲役も含めておいたが、これらを選択した者はごく僅かであった。死刑と無期懲役を有期懲役30年に置き換えて、これを従属変数とすることとする。被害者情報と被害者参加の2要因について二元配置分散分析を行ったところ、被害者情報による主効果のみ統計的に有意であった ($F(2, 262) = 5.426, p = .005$)。他方で、被害者参加の主効果と交互作用は、いずれも統計的に有意ではなかった ($F(1, 262) = 2.000, p = .158; F(2, 262) = .451, p = .638$ respectively)。Leveneの

等分散性の検定結果から各条件間の等分散性を前提として、被害者情報について Tukey法により多重比較を行ったところ、情報なし条件と検察官提示条件との差が統計的に有意な傾向にあり ($p = .053$)、情報なし条件と遺族提示条件との差が統計的に有意であった ($p = .005$)。他方で、検察官提示条件と遺族提示条件との差は、統計的に有意ではなかった ($p = .697$)。

以上の第1実験の結果から、被害者情報の有無は、実験参加者の量刑判断に影響を及ぼすことが示唆されたが、それを調書の朗読により提示するか、あるいは遺族が意見陳述により提示するかで実験参加者の量刑判断に違いが生じることはなかった。このことから、交互作用型の影響については、否定的な結果が見出された。

次に、参加した被害者遺族の表出する感情に着目して第2実験を行った。この実験で利用した映像は、実験用の素材を用意するために法と心理学会の若手が協力して作成したものである。実験は、静岡大学で実施し、最終的に87名の学生に参加してもらった。操作した変数は、被害者遺族の感情である。被告人質問に際して遺族が冷静である場合（冷静条件）と感情的になっている場合（感情的条件）とを用意した。映像は、冒頭陳述の場面、検察官と弁護人による被告人質問の場面、被害者遺族による被告人質問の場面、最終陳述の場面の4つに細分化されている。先ほど述べた実験操作は、映像の3つ目の場面（被害者遺族による被告人質問の場面）で行われているが、実験参加者には各映像の場面が終わった段階で、その時点における量刑判断を答えてもらっている。加えて、最終陳述の場面を見た上で質問票に回答をしてもらった後で、仮想的な量刑分布グラフを見せ、それを踏まえてさらに質問票への記入をお願いしている。なお、この実験は、東京大学大学院人文社会研究科博士課程の綿村英一郎さんと協力して実施した。

以上のような手続に従って実験を行ったので、量刑判断は、各映像を見終わった後と、量刑分布グラフを見終わった後の合計5回なされている。どの段階の量刑判断も、遺族の表出する感情によって統計的に有意な差が生じることはなかった。このような点は、英米圏における実証研究の結果 (Myers, B., Lynn, S., & Arbuthnot, J. 2002 *Victim Impact Testimony and Juror Judgments: The Effects of Harm Information and Witness Demeanor Journal of Applied Social Psychology* 32(11) pp. 2393-2412; Platania, J. & Berman, G. L. 2006 *The Moderating Effect of Judge's Instructions on Victim Impact Testimony in Capital Cases Applied Psychology in Criminal Justice* 2(2)

pp. 84-101) と一貫したものである。

しかし、本研究において興味深かったのは、量刑分布グラフを見た後の反応であった。量刑分布を参照した後の量刑判断から、その1つまえの量刑判断（すなわち、最終陳述に関する映像を見た後の量刑判断）を引くと、その値は冷静条件と感情的条件とで統計的に有意な差があった ($F(1, 83) = 4.374, p = .040$)。すなわち、冷静条件では、分布グラフを参照することで、量刑判断を1.256年下げて、自らの判断を量刑分布グラフの最頻値に近づけようとしているようだ。他方で、感情的条件では分布グラフを見た後でも、それ以前の自分の量刑判断をほとんど変えることなく維持しているのである。これは、先に定義した交互作用型の効果と言えるものではないが、意見陳述制度や被害者参加制度が利用される裁判員裁判の運用を考える上で興味深い知見であると言える。

最後に、間接型の影響の考察であるが、近年の刑事法に関する様々な変化に鑑みると、マクロ・データ分析により被害者参加制度や意見陳述制度が量刑に及ぼしている影響を取りだすことは難しいように思われる。そのような考慮から、本研究計画には、このマクロ・データ分析が含まれていないが、データ蒐集も含めて今後の課題としたい。

以上のように、本研究により意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に影響を及ぼすことの意味を明確化した上で、それらの影響の有無および程度について、事件記録や心理実験を通して実証を試みた。実証すべき点はまだまだ残されていることは事実である。しかし、本研究によって、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑に影響を及ぼしているのか、及ぼしているとしてそれはどの程度であるのかという問題を考えるために有益な研究基盤と実証データを提供できたと思う。今後は、さらに実証研究を進めると同時に、これまで得られた分析結果の政策的なインプリケーションも踏まえつつ、さらに研究成果を発信していきたいと思う。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① Saeki, M., Victim participation in criminal trials in Japan, International Journal of Law, Crime and Justice, 査読有、Vol. 38, No. 4, 2010, pp. 149-165
- ② 佐伯昌彦, 犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑に及ぼす影響—実証研究のレビューと今後の課題—, 法学協会雑誌, 査読有、Vol. 127, No. 3, 2010、

pp. 419-493

[学会発表] (計 4 件)

- ① Saeki, M., The Impact of Victim Participation in Criminal Trials on Sentencing, 2011 Law and Society Association Annual Meeting, 2011年6月3日、Westin St. Francis Hotel
- ② 佐伯昌彦, 犯罪被害者の刑事裁判への関与が量刑に及ぼす影響, 2011年度日本法社会学会, 2011年5月8日、東京大学
- ③ Saeki, M., Victim Participation in Criminal Trial in Japan, 2010 Law and Society Association Annual Meeting, 2010年5月29日、Renaissance Chicago Hotel
- ④ Saeki, M., Victim Participation in Criminal Trial in Japan, Inaugural East Asian Law and Society Conference, 2010年2月5日、University of Hong Cong

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐伯 昌彦 (SAEKI MASAHIKO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・助教
研究者番号：10547813

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

綿村 英一郎 (WATAMURA EIICHIRO)
東京大学・大学院人文社会系研究科・
博士課程